

農業機械導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、農業機械導入支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の農業者等に対して農業用機械の導入に係る経費を補助することにより、耕作放棄地の拡大防止、営農維持、発展及び農地を守ることを目的として、予算の範囲内で交付する。

(本補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）のうち、次に掲げる要件を全て満たすものに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 次項の規定による補助対象経費が10万円以上であること。
- (2) 事業実施5年以上は営農規模を維持する予定であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 過去に本補助金の交付を受けたことがある場合には、第7条の規定による報告の期間が終了していること。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の額に4分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とし、同表の第3欄に定める額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告書に添付すべき書類等)

第6条 規則第17条第1項の報告書(以下「実績報告書」という。)に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号とする。

2 事業実施主体は、実績報告書の提出に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、実績報告書の提出の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(機械の利用状況の報告)

第7条 事業実施主体は、導入した機械の利用状況を様式第3号により、事業採択年度の翌年度から2年度間にわたり、それぞれの年度の翌年度の4月10日までに報告するものとする。

(事業の承継の届出)

第8条 事業実施主体は事業を後継者に承継したときは、遅滞なく事業承継届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(本補助金の返還)

第9条 町長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、本補助金の交付決定を取り消し、既に交付した本補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情として町長が認めたときは、この限りではない。

(1) 偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき。

(2) 本補助金をその目的以外の目的に使用したとき。

(3) 営農を行っていないことが判明したとき。

(財産の処分制限)

第10条 事業実施主体は、導入した機械を、町長の承認を受けないで処分してはならない。

ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過したときは、この限りでない。

(財産に関する書類の保管)

第11条 事業実施主体は、導入した機械について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備、保管しなければならない。

(収益納付)

第12条 事業実施主体は、導入した機械を処分したことにより収入があった場合は、当該収入があったことを知った日から7日以内に、町長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、町長がその収入の全部又は一部に相当する額を町に納付するよう指示したときは、事業実施主体は、これに従わなければならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行し、令和 6 年度の事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 事業 実施主体	2 補助対象経費	3 補助限度額
30 a 以上の作付面積を有する個人農業者又は、集落営農組織（三朝町水田農業担い手協議会の会員を除く。）	下記に掲げる農業用機械の導入経費 【対象機械】 トラクター、田植え機、コンバイン、マニュアスプレッダー、ブームスプレーヤー、循環型乾燥機、色彩選別機、大豆播種機その他、水稻・大豆・飼料作物・野菜等の生産、販売に必要な農業用機械の購入費用 ※中古品の場合は、販売業者を介しての購入限り、残存耐用年数が2年以上のもの、又は業者が2年以上の動作確認の保証をしたものであること。 下取りがある場合は、下取り価格控除後の購入費用であること。 【補助対象外】 ・軽トラック・フォークリフト等の汎用性の高いもの ・農産物の加工用機械、設備 ・他の補助金の交付を受けているもの ・過去5年間に町から補助を受けて購入した農業用機械と同種の農業用機械 ・機械の修繕費及び処分費	50万円

